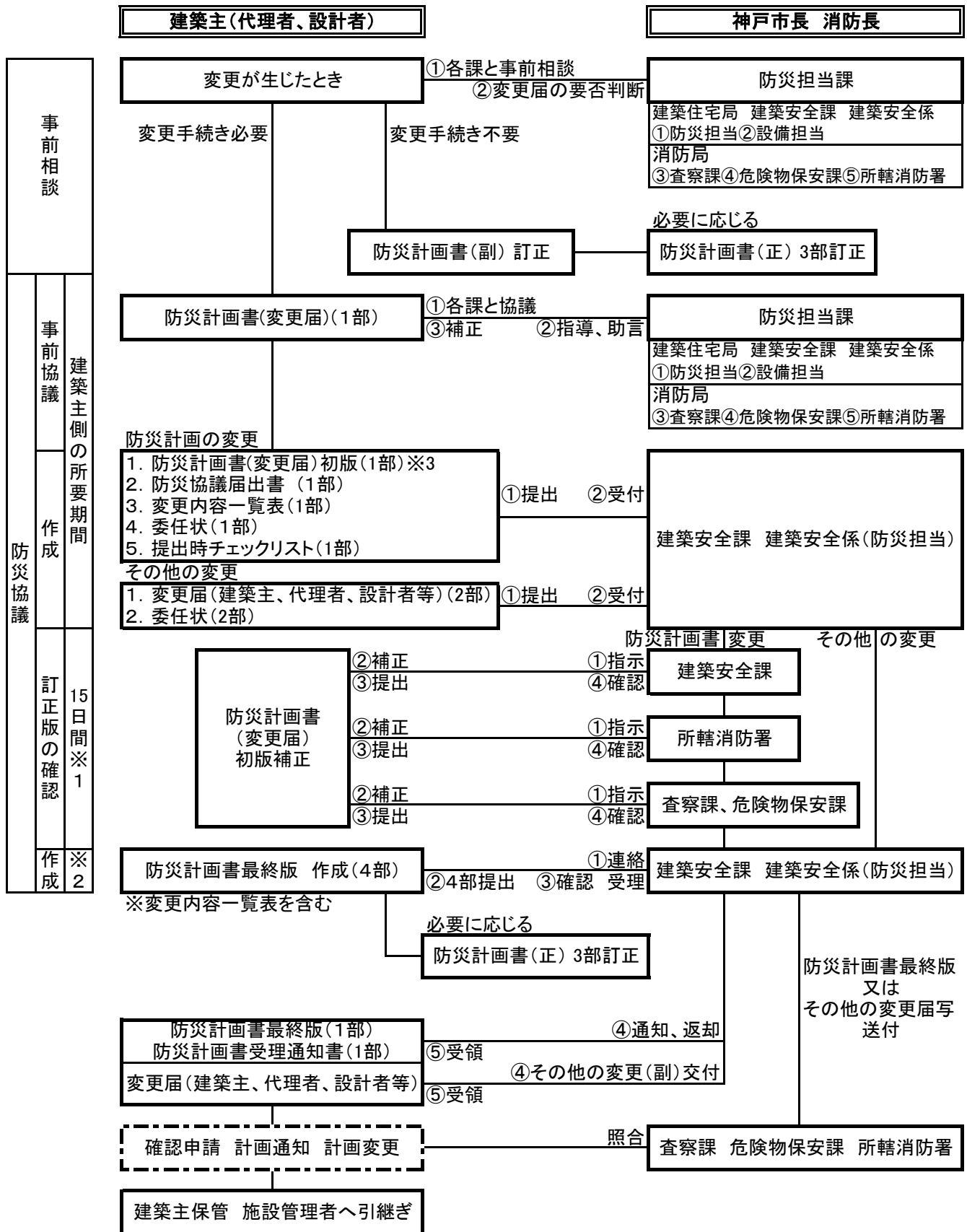


5(2) 防災協議変更の流れ



※1 防災担当課と事前協議をした場合の神戸市側の標準的な処理期間は15日間。ただし、事前協議をしていない場合又は大幅な変更の場合は、30日間程度必要な場合がある。また、標準処理期間は事前協議がある場合で、各課に書類が到着した日から5日間、事前協議なし又は大幅な変更の場合で10日間程度必要な場合がある。ただし、いずれの期間も休日及び建築主側の補正期間を含まない。

※2 建築主側の所要期間を示す。

※3 さらに2部を査察課へ下見用で提出することも可能。